

じん肺有所見の方に発生した 肺がんの労災補償上の 取扱いが変わりました



じん肺の所見がある方に発生した原発性の肺がんについて、
平成14年11月11日以降、労災補償の対象が以下のように変更となりました。

改正前

じん肺管理区分が
管理3又は管理4と決定された方
(管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む)



改正後

じん肺管理区分が
管理2、管理3又は管理4と
決定された方
(管理2、管理3又は管理4に相当すると認められる方を含む)



厚生労働省では、「じん肺と肺がんは医学的関連性を有している」とする
専門家による検討会報告書を踏まえ、じん肺の所見がある方に発生した肺
がんの労災補償上の取扱いを平成14年11月11日に改正し、都道府県労働
局に対して通達しました。また、平成15年4月1日以降、原発性の肺がんは、
じん肺の法定合併症として取り扱われます。